

中世カトリック教会の経営 ——告白・贖宥・煉獄・聖年——

Management of the Medieval Catholic Church:
Confession, Indulgence, Purgatory, and Jubilee

岩井 洋
Hiroshi Iwai

Why did the Catholic Church maintain its power during the medieval ages? To answer this question, I dedicated a separate article to analyzing the organizational structure of the Roman Curia and its networks of churches and monasteries. In this paper, I will focus on analyzing four doctrinal inventions of the Church: confession, indulgence, purgatory, and jubilee. Some of them have no clear basis in the Scriptures. The confession of guilt occurred in tandem with penance, and helped the Church to control people's inner lives. The commutation of penance developed into the concept of indulgence. Further, the creation of the concept of a purgatory gave people hope for salvation. In 1300, in response to popular enthusiasm, Pope Boniface VIII announced the first jubilee, leading pilgrims to flock to Rome to obtain complete indulgence and full remission of the punishment for their sins in purgatory. These doctrinal inventions appeared at various times, but they were theologically sophisticated, and scholars tactically connected them with one another. The nexus of these concepts helped the Church maintain its power.

Keywords: medieval Catholic church, confession, penance, purgatory, indulgence, jubilee

はじめに

なぜ、中世カトリック教会は絶大な力を持ちえたのか。この問いに答えるため、前稿（岩井 2022）では、教皇庁と教会・修道院のネットワークに着目し、宗教経営学的視点から考察した。ここでは、カトリック教会の空間的・組織的支配の構造を明らかにした。本稿では、四つの教義上の「創造」に着目し、それらがカトリック教会の経営にいかに関与したのかを考察する。四つの「創造」とは、告白、贖宥、煉獄、聖年である。

Hobsbawm & Ranger (eds.) (1983=1992) は、「伝統の創造」(invention of tradition) について論じるなかで、「創り出された伝統」を「通常、顕在と潜在とを問わず容認された規則によって統括される一連の慣習であり、反復によってある特定の行為の価値や規範を教え込もうとし、必然的に過去からの連続性を暗示する一連の儀礼的ないし象徴的特質」(Hobsbawm & Ranger (eds.) 1983=1992: 19) としてとらえる。そして、「伝統」はしばしば政治的意図をもって「創られる」という。

これにしたがえば、本稿であつかう四つの教義は、まさに「創り出された伝統」といえる。これらのなかには、聖書に明確な根拠をもたないものも含まれており、カトリック教会の経営上の戦略から生みだされたものといえる。いずれの教義も、成立と浸透の時期にばらつきがあるものの、相互に有機的に結びつきながら、カトリック教会の経営を支えてきたと考えられる。以下、それぞれの教義の成立・浸透と、教義どうしの結びつきについて論じる。

1. 告白と贖罪

まず、「告白」(confession) という制度についてであるが、聖書には洗礼者ヨハネの「悔い改めよ。天の国は近づいた。」¹ という言葉がある。ヨハネは、罪を告白し、回心する人々に洗礼を授けたと記されている。では、洗礼後に犯した罪についてはどう対処すべきか。初期においては、この問題はそれほど重要ではなかった。しかし、信者数の増大とともに、洗礼後の罪の赦しが求められるようになった。そこで、告白の制度が発達した。罪を告白するには、罪の内容とそれに対する罪悪感を言語化する必要がある。さらに、罪の種類や軽重に応じた償いをしなければならない。つまり、罪の言語化と贖罪行為は一体のものであり、「告白」は「贖罪」(penance) と同義であったといってもよい(Murray 1993: 54)。やがて時間をかけて、「心からの痛悔→言葉による告白→行為による償い(贖罪)」という一連の流れは、最終的に「ゆるしの秘跡」(Sacrament of Penance)² として儀式化されていった。

古代教会の贖罪は公的な性格をもち、公開の場で罪の告白が行われ、贖罪が課された。多くの場合、四旬節のはじめに司祭が贖罪を課し、復活祭前の木曜日(洗足木曜日)に贖罪者を教会に復帰させた。このことは、古代教会の共同体的性格を反映している(野口 2009)。大罪(殺人、姦通など)に対する公的贖罪の規定は、3世紀頃から徐々に整備され、4世紀には西方教会で普及した。トレド公会議(589)では、大罪に対する赦しは、洗礼後一度だけとされ、以後、大罪に対する贖罪は死ぬまで課されるのが一般的になった(盛 1991: 227-228)。

アイルランドでは、修道院が教会組織の中心にあり、禁欲生活と告白・贖罪による修道生活の影響から、より詳細で頻繁な告白を求める私的贖罪の制度が発達した。聖職者が日常生活の様々な罪に関わる告白を聴くようになると、それぞれの罪に対する適切な贖罪を課す必要が生じる。そこで、「贖罪規定書」(Penitential)³ と呼ばれる手引書が生まれた。最も古いものと考えられるのが、6世紀に成立したフィニアン⁴の贖罪規定書である。その後、アイルランドの修道士コロムバヌスがヨーロッパ大陸に渡り、フィニアンに依拠して贖罪規定書を書いた。さらに、アイルランドやイングランドから大陸にもたらされた贖罪規定書をもとに、多くの贖罪規定書が書かれた。西川によると、9世紀半ばにいたるまで、贖罪規定書は上位の教会的・世俗的権威によって認可されたものではなく、編纂者・作成者すら不明のものが多かった。また、そこに定められた贖罪内容も、当時の教会法源の中心だった教会会議決議とは異なるものもあり、利用者・筆写者によって改変されることもあった(西川 1991: 54)。

贖罪規定書には、罪の種類や重さに応じて詳細な贖罪方法が記されていたが、基本的にはパンと水のみによる断食だった。断食の日数は40日を単位とするものが多く、これは、聖書にみられる、荒野におけるイエスの断食の日数(「マタイによる福音書」4:1-2)に由来する。また、何を罪とするかというリストは時代とともに変化した。たとえば、古くから農村社会では高慢やねたみが罪のリストにあったが、都市で商業が発達し、商人たちが金持ちになるにつれ、食欲がリストに加えられた。さらに、罪のなかには魔術や迷信に関わるものも含まれており、それらがいかに民衆のあいだで根強かったかがわかる⁴。

さて、中世の贖罪システムを考えるとときに重要なのが、贖罪の「買戻し」⁵である。つまり、贖罪

行為のかわりに金銭を払うことである。贖罪規定書には、「買戻し」のための「相場表」(tariff)が示されていた。たとえば、アングロ・サクソンとフランクの慣習では、パンと水だけの食事による1年の断食は、26ソリドゥスの支払いにかえることができた(Vincent 2002: 28)。また、1060年に、ペトルス・ダミアニが聖職売買の罪でミラノ大司教に100年の断食を課したことがあるが、相応の金銭によって代替可能であることが示された(Vincent 2002: 28-29, Southern 1970=2007: 258-259)。

932年、フランク王国の司祭たちは、ソワソンの戦いに参戦した者全員に三年間の贖罪を課した。これは、毎年40日を一期として三期ずつ、パンと塩と水だけで過ごすように命じたものである。同様に、ノルマンの司教たちは、ヘイスティングの戦いで勝利した軍隊のメンバーによって殺された者一人につき一年間の贖罪を命じた。このような贖罪が実際に実行されれば、たちまち領内の活動は停止する。そこで、「買戻し」をするか、別の人間に金を支払って、自分のかわりに贖罪させることも可能だった(Southern 1970=2007: 258)。

このような贖罪の「買戻し」を腐敗とみる学者もいるが、課せられた断食日数が、贖罪者の余命日数をこえ、存命中に贖罪を完遂することが不可能な場合もあるから、「買戻し」はひとつの現実的な解決方法であったといえる(Vincent 2002: 28)。

罪に対する「相場表」という仕組みは、キリスト教の贖罪システムのなかで突然あらわれたものではない。フランク時代の部族法典(Volksrechte)⁶には、罪に応じてその対価としての贖罪金が定められていた。たとえば、「身体の一つ一つの部分について、財物の毀損や窃盗のおよそ考える限りの一々の目的物について、別の贖罪金が定められて」(Mitteis 1969=1971: 139)いた。Mitteisによると、ジッペ(Sippe 同じ出自をもつ男系の氏族団体)間のフェーデ(Fehde 私闘)を食い止める間接的な手段として、それぞれの犯罪について厳密に定めた贖罪金を確定する方法をとった。このため、部族法典が「際限のない贖罪金のカタログ」(傍点は原文)(Mitteis 1969=1971: 139)を掲げているのだという。つまり、部族法典にみられた贖罪金の「相場表」が、贖罪規定書における「相場表」のもとになったと考えられる(Vogel 1978)⁷。

さて、告白という制度にとって、最も重要であったと考えられる出来事は、1215年の第四ラテラノ公会議である。公会議の決議文21条では、以下のように定められている。

男女ともに全信徒は分別のつく年齢に達した後は、少なくとも年に一度は自分の〔小教区〕司祭に、自身のすべての罪を一人で誠実に告白すべきであり、課された贖罪をできる限り遂行することに努めるべきである(藤崎 他訳 2015)。

年に一回の告白が義務づけられたことにより、人々が罪を意識するようになり、教会は人々の罪の意識をコントロールするようになった。Foucault がいうように、「告白とは、語る主体と語られる文の主語とが合致する言説の儀式である。それはまた、権力の関係において展開される儀式」(Foucault 1976=1986: 80)であり、告白者と聴罪司祭のあいだに権力関係が生じることになる⁸。

Varagnac & Chollot-Varagnac は、「告白は優れた精神分析であり、聖人は確かな守護者」であったという意味では、告解と聖人崇敬は「キリスト教によって創り出された二つの安全弁」(Varagnac & Chollot-Varagnac 1978=1980: 123)であったという。しかし、その反面、教会は人々の内面を支配するようになる。たしかに、聴罪司祭には守秘義務があった。第四ラテラノ公会議決議文にも、「贖罪の法廷〔=告解室〕で彼〔=司祭〕に明らかとなった罪を暴露しようとする者は、司祭の職務を解かれるのみならず、永遠の贖罪をなすために厳格な修道院に閉じ込められるべきである」(藤崎 他訳 2015)と定められている。とはいえ、同時に教会は、告白から異教や異端に関する情報を得て、教会の秩序維持にも役立てた。

やがて16世紀には、ミラノ大司教カルロ・ボッロメオの考案により、現在みられるような、告白者と聴罪司祭のあいだに網が取り付けられた「告解室」(confessional)が登場し、告白のシステムが変容していった(Brooks 2001: 101)。

Milis (ed.) (1989) は、ヨーロッパがキリスト教化されてきた段階を三段階にわけている。

すなわち、第一段階は集団の外面的行動を変えること、第二段階は個人の外面的行動を変えること、そして第三段階は個人の内的意識行動を変えること、である。第一段階は、人々をキリスト教徒に改宗させ、礼拝堂・教会などの宗教的インフラを整備し、司教区などの組織化をはかることである。第二段階は、人々の誕生から死にいたるあらゆる側面にキリスト教が関与し、人々の生活習慣のなかにキリスト教的儀礼が定着するようにすることである。第三段階は、キリスト教の信仰が人々の内面にまで浸透する「心のキリスト教化」をさす⁹。告白=贖罪のシステム、とりわけ第四ラテラノ公会議以降の告白は、まさに「心のキリスト教化」に大きな役割を果たしたといえる。

2. 贖宥の発達

告白=贖罪システムと関連して重要なのが「贖罪」(indulgence)である。贖宥とは、罪に対してあたえられた罰の一部あるいは全部が免除されることをさす¹⁰。そして、贖宥をあたえる書状のことを「贖宥状」あるいは「贖宥符」¹¹という。贖宥の観念は11世紀に明確にあらわれたとされるが、その淵源は、前節で述べた贖罪システムにあると考えられる。課せられた贖罪方法が生涯のあいだに完遂できない場合、断食や喜捨さらには金銭で代替できたことは、贖罪行為の軽減という意味で広義の贖宥といえる。ただし厳密に言えば、これは贖宥というよりは贖罪の代替化といったほうがよい。

現存する贖宥状のなかで最も早いものとして、1019年以前にアルル大司教が聖クロ・ド・モンマジュール教会に宛てた手紙があげられる。そこには、教会に喜捨した者に対して、課せられた贖罪を3分の1まで軽減すると書かれていた。しかし、その文書としての信憑性は疑わしいという(Vincent 2002: 27)。1035年には、スペインの聖ペドロ・デ・ポルテーリャ修道院教会を支援した者には、四旬節における三日間の断食を二日間に軽減すると贖宥が公布された(Palmer & Tavard 2003: 437)。Shaffern (2006: 12) は、最初の贖宥状は、1063年、教皇アレクサンデル2世(在位1061～73)がスペインのイスラーム教徒と戦うキリスト教戦士たちに対して発行したものだという。教皇は、戦士たちに罪の告白を求め、断食、祈り、喜捨のかわりに、キリスト教世界を守るために命をかけることを求めた。

このように、贖宥の概念が明確化する背景には十字軍があったといえる¹²。1095年、クレルモン公会議で、教皇ウルバヌス2世(在位1088～99)は、十字軍参加者が告解の秘跡において罪を告白した場合、全贖宥(すべての贖罪の免除)を付与すると宣言した。これは、いうまでもなく十字軍への参加を促すものである。その後、従軍者だけではなく、金銭によって十字軍を援助した者にまで贖宥の範囲がひろげられた¹³。また、十字軍だけではなく、教会、病院、橋、道路、要塞などの公共事業に従事した者にも贖宥があたえられた(Shaffern 2007, Davis 2019)。さらに人々が贖宥を得る機会は増大し、聖人崇敬とりわけ聖遺物崇敬¹⁴と結びついて、聖遺物を擁する各地の教会に巡礼することでも贖宥があたえられた。そうすると、贖宥の乱発と贖宥の「インフレーション」とでも呼ぶべき事態がおこる。14世紀のローマの巡礼ガイドには、特定の日に教会を訪れることで、一千年や一万年以上の贖宥期間が得られると記されていた(松田 2017: 92)。すでに1215年の第四ラテラノ公会議の決議文62条では、次のように贖宥の乱発を戒めている。

教会にある高位聖職者らが恐れずにする軽率で過剰な贖宥によって、教会の鍵も軽視され贖宥による償いも力を失っているの、我々は以下のことを定める。すなわち、バシリカが奉

献されるときは、(中略)一年を超えて贖宥が延ばされるべきではない。かつさらに奉献の周年記念のときには、課された償いから許された赦免は四十日を超えるべきではない(藤崎 他訳 2015: 123)。

興味深いことに、同じ条文の最初には、聖遺物のあつかいについて次のように記されている。「ある者が聖人らの聖遺物を売り物として晒し、それらを至るところに展示することから、キリスト教徒の敬虔はしばしば貶められるので、我々は、将来も本教令によって古代の聖遺物が今後決して聖遺物匣から外に展示され売り物として晒されるべきではないと定める」(藤崎 他訳 2015: 123)。

Vincent は、聖遺物と贖宥に関する事柄がひとつの条文に並列されていることの意味を次のように説明する。聖遺物は聖人たちの超自然的な力の物理的証拠であるとともに、贖宥が効力を発するため物理的手段でもある。したがって、聖遺物と贖宥は密接に関係し、贖宥状売りのバッグのなかに贖宥状とニセモノの聖遺物が混ざりあっていても、何ら驚くべきことではないという(Vincent 2002: 52)¹⁵。なお、イングランドでは、すくなくとも12世紀の最初の10年までには、贖宥状を携えて人々に喜捨をうながす、贖宥状売りのはしりのような宣伝役が存在したという(Vincent 2002: 38、田巻 2012)。

さて、第四ラテラノ公会議の決議文にもかかわらず、教皇の裁量によって贖宥は多様化し、乱発された。Southern は次のようにいう。

臨終の床の赦しがあり、死の危機が差し迫った時の赦しがあり、死の危険が重複する場合の赦しがあり、ローマ教皇庁尚書院から得られた赦しがあり、この目的のために教皇の特命をおびた者から得られる赦しがあり、ローマやその他の教会を訪れる巡礼のための赦しがあり、普遍的な条件である悔い改め告解をすませているという以外何も条件がない赦しがあった。無尽蔵の宝がひとたび発掘されると、その分与にブレーキをかけることは不可能だった(Southern 1970=2007: 155-156)。

そして、15世紀末までに贖宥体系が複雑化していった背景には、「対立する教皇たちが自分の影響力を伸長させ財政状態を改善することを望んだこと、地域の教会、支配者、都市が宝の分け前に与る権利を主張したこと、人類に普遍的な救済を保証されたいという欲求があったこと」(Southern 1970=2007: 156) などがあるという¹⁶。

やがて1515年には、教皇レオ10世による贖宥状が発行された¹⁷。マインツ大司教アルブレヒトは、自領内での贖宥状の販売独占権を手にし、実際の販売の中心を担ったのは、ドミニコ会修道士のヨハン・テツェルだったとされる。レオ10世の贖宥状はルターの批判的的となり、宗教改革の一因ともなったことは、よく知られている。

さて、Southern が先の引用文のなかで「無尽蔵の宝」(bottomless treasure) (Southern 1970: 139) と表現したものは、実は贖宥の神学的根拠を示す言葉だった。1175年から1260年のあいだに、贖宥が神学者や教会法学者たちの関心事になった(Shaffern 2006:11)。そして、神学的な議論のなかで、「功績の宝庫」(treasury of merit) という言葉が、贖宥という制度を支える教義として練りあげられ、13世紀には受容されるようになった¹⁸。この教義は、次のことを意味する。キリストや聖人・殉教者たちが苦難や善行を通して蓄積してきた功績は教会に蓄積され、その量は無尽蔵である。贖宥の源泉は、その宝庫から引き出された恩寵によるものである。1343年、教皇クレメンス6世(在位1342～52)は、「功績の宝庫」をカトリック教会の公式教義として宣言した。

「宝庫」とそこから「引き出された」恩寵というメタファーは、「霊的な貸借の比較」(Shaffern

2007: 25) や、恩寵を数量化しようとする思考や態度を生んだ。もちろん、「功績の宝庫」の登場とともに、霊的な価値の数量化が突如として起こったわけではない。すでに贖罪システムにおける「買戻し」や「相場表」という慣行が存在したことは考慮すべきである。ただし、Crosby (1997) が指摘するように、中世の西ヨーロッパでは、現実世界を数量的に把握しようとする気運がめばえ、それは1250年前後から加速化したといえる¹⁹。そして、貨幣経済の浸透により、あらゆるものが数量化され、価格に換算されるようになった。1308年、教皇クレメンス5世(在位1305～14)は、一年分の贖宥の価格を1ペンス(当時のトゥールの通貨)と布告した。そして、十字軍に1ペンス寄付すれば、一年分の罰が免除されると定めた(Crosby1997=2003: 98)。

また、贖宥の効力が日数や年数で表現されたことで、それが煉獄(後述)での具体的な滞在時間の免除を示すものだという誤解が生まれた²⁰。神学者は、現世の時間と煉獄のそれは異なり、贖宥の日数や年数はあくまでも象徴的なものと指摘したが、一般信者の感覚としては受け入れられなかった(松田2017: 94)。したがって、できるだけ多くの贖宥状を集めれば、それに応じて贖宥期間も長くなると考えられた。さらに、一般信者の解釈は拡大され、贖宥を譲渡できるという考えもあった。たとえば、エルサレムの巡礼にでた二人の巡礼者は、同行できなかった一人のために、二人が巡礼で得た贖宥の三分之一を譲渡するという約束をした、との記録がある(松田2017: 93)。

「功績の宝庫」の教義と切り離せないのが、「神秘体」(*corpus mysticum*)の考え方である。この言葉は、もともと「教会ないしキリスト教社会」をさしたが、やがてミサにおいて聖別された「ホスティア(パン)＝聖体」に関連づけて「キリストの体」を意味するようになり、その後、「教会」をさすようになった(中條2020)。ボニファティウス8世(在位1294～1303)は勅書『ウナム・サンクタム』(*Unam sanctam*) (1302)で、「この教会の外では救済も罪の赦しもありえない、そしてこの教会は、キリストを頭とする一つの神秘体を表わしており、キリストの頭は神である」(Kantorowicz 1957=2003〔上〕: 257)と宣言している。ここでは、「教会と信徒を有機的統一体として比喩的に擬人化する考え方とは別に、教会を神秘体としてキリストの身体になぞらえる比喩が併存」(中條2020: 9)した。

こうして「神秘体」たる教会は、「功績の宝庫」から引き出した恩寵を贖宥というかたちで信者にあたえる権利を独占し、その権威と権力を強化したといえる²¹。もちろん、教会の権威・権力強化の側面だけではなく、松田が指摘するように、贖宥とは『神秘的な体』を構成する聖徒が、『功績の宝庫』から相互に融通するというかたちでお互いに重荷を背負い合う、連帯と相互扶助の精神に基づいた制度」(松田2017: 90-91)であったという側面も見のがせない。

3. 煉獄の創造

贖罪と贖宥に関連して重要なのが、「煉獄」(*purgatory*)の観念である。煉獄とは、天国と地獄のあいだにあって、地獄に落ちるほどではない小罪を犯した死者が罪の贖いをする場所である。煉獄という観念は、聖書に明確な根拠がない。その意味で、「創造」されたといってよい。ちなみに、聖書のなかで煉獄に関連するものとして唯一参照されるのは、旧約聖書の「マカバイ記第二書」12: 41-45である。そこには、死者のための祈りと捧げ物をするすることで死者の罪の贖いがもたらされると記されている。

Le Goff は、「煉獄」を意味する *purgatorium* という名詞の出現に着目し、「1170年と1200年との間に、おそらくは1170－1180の10年間に、そして世紀末の10年間には確実に、煉獄が出現」(Le Goff 1981=1988: 251)したという²²。そして、煉獄の思想は、二つの社会の交流点から生まれたという。ひとつは、パリの知識人社会、特にノートル＝ダム大聖堂参事会附属学校であり、もうひとつは、クリュニー修道院²³ にならって生者と死者との仲をとりもつ典礼を推進したシトー会である。さ

らに、Le Goff は、12 世紀から 13 世紀にかけて煉獄の普及に貢献した教会著述家は、異端者に対する理論武装として煉獄を武器にした、とも指摘している (Le Goff 1981=1988: 251-257)。

1254 年、教皇インノケンティウス 4 世 (在位 1243 ~ 54) は、シャートルーのオド枢機卿に送った公文書 (*sub catholicae*) のなかで、火のなかで軽い、些細な罪が浄められる「浄化の場所」を「煉獄」として表現している (Le Goff 1981=1988: 424-425)。Le Goff は、これを煉獄の「教義上の出生証明書」(Le Goff 1981=1988: 425) と表現する。1274 年の第二リヨン公会議では、煉獄は生前に贖罪ができなかった死者の魂が行く場所であり、「浄罪的」もしくは「浄化的」刑罰は、生者による執り成し (ミサ・祈り・喜捨など) によって軽減され、死者の魂は浄罪後にただちに天国に迎え入れられる、との公式見解が示された (Le Goff 1981=1988: 425-428)。さらに、フェララ=フィレンツェ公会議 (1438 ~ 1439) とトリエント公会議 (1563) を通して、煉獄の教義が決定的に確立した (Le Goff 1981=1988: 428)。

これらの神学的な側面とは別に、煉獄のイメージは、12 世紀にアイルランド成立したとされる「異界探訪譚」のひとつ『聖パトリックの煉獄』²⁴ や 14 世紀のダンテの『神曲』(とりわけ「煉獄篇」) などを通して普及したと考えられる。

さて、煉獄という「仕掛け」と贖罪システムの関係を考えるときに重要なのは、「生者と死者の連帯」である。Le Goff は、「煉獄とは要するに、『とりなしの祈り』 *suffrages* と呼ばれる生者の力添えによって、人がそこで被る試練も短縮されうるような中間的来世である」(Le Goff 1981=1988: 18) という。そして、死者たちのための祈りに功德があるという初期キリスト教の信念が、やがて煉獄にむすびついたという。10 世紀に創立されたクリュニー修道院では、封建領主や騎士層を対象とした「執り成し」が行われていた。彼らは修道院と「祈祷兄弟盟約」を結び、贖罪行為として土地や財産を寄進するかわりに、修道院には寄進者と一族の靈魂の救済を祈ることを求めた。こうしてクリュニー修道院は「代祷あるいは『執り成し』のセンター」(朝倉 1996: 35) となり、富を蓄えるようになった (岩井 2022)。

生者は、祈り・善行・喜捨などを通して、煉獄にいる死者の刑罰を軽減することができ、いずれ死者となる生者にとっても、同様のことが期待できる。ここに、生者と死者の互酬的かつ循環的な関係が成立する。このような生者と死者の連帯からくる安堵感を Masoudnia (2014) は「煉獄のやすらぎ」(*comfort of purgatory*) と呼び、煉獄の思想は救いを求める人々の需要に応えるものだったという²⁵。また松田 (2017) は、煉獄は信者だけではなく司祭にも恩恵をあたえたという。そして、煉獄があるおかげで、司祭たちは「命じた償罪が適切でなかったせいで信徒を地獄に送ってしまう、ある種の『医療ミス』の不安から解放された」(松田 2017: 87-88) と指摘する。実際、中世後期には、信者が救済に絶望することなく、比較的短期間で遂行可能な贖罪方法が好まれた。さらに松田は、こうした変化は、「煉獄を前提とした現実的な対応を軸に生者と死者とを結びつけ、さらにその連帯を基盤としてキリスト教徒の共同体を一つにまとめ上げることで、コミュニティの平安と教会制度を支える財源を確保しようとする、中世後期のキリスト教社会のあり方」(松田 2017: 88) を示しているという。

4. 聖年の誕生

Le Goff は、13 世紀から 14 世紀への転換期におこった大事件として、1300 年の全贖宥をあげている。この出来事は、教会の意向と信者の熱望に応じて、煉獄の地位を向上させることになった (Le Goff 1981=1988: 493)。

1300 年 2 月 22 日、教皇ボニファティウス 8 世は、勅書『アンティクオールム・ハベト』(*Antiquorum habet*) において「聖年」(*jubilee, holy year*) を宣言した。そして、それまでは十字軍にしか適用されなかった全贖宥を、ローマに巡礼し、一定の祈りと儀礼を実践した者にあたえると宣言した。さら

に、以後、百年ごとに聖年が布告されることとした。それまで、キリスト紀元百年ごとの区切りを祝う慣行はなかったと考えられる。1300年のクリスマスには、巡礼の途中あるいはローマに着いて死んだすべての巡礼者と、巡礼を成就する固い決意をいだきながらも、それが果たせなかったすべての人にも全贖宥をあたえることが決定された (Le Goff 1981=1988: 494)。これ以降、聖年には全贖宥があたえられることになった。

その後、1343年、教皇クレメンス6世は勅書『ユニゲニトゥス』(*Unigenitus*)で、1300年から50年ごとの聖年を実施することを宣言した。これは、信者の寿命を考え、できるだけ多くの者に贖宥をあたえるためであるとされる。ここで50年の根拠とされたのは、旧約聖書のレビ記にある「ヨベルの年」(聖年あるいは安息年)の記述である。

あなたは安息日を七回、つまり、七年の七倍を数えなさい。七回の安息日の期間は四十九年である。その第七の月の十日に角笛を響かせなさい。贖いの日であるから、全地に角笛を響かせなければならない。

五十年目の年を聖別し、その地のすべての住民に解放を宣言しなさい。それはあなたがたのヨベルの年である (「レビ記」25: 8-10)。

1350年に聖年が実施され、50年周期の聖年が定着するかにみえた。しかし、1390年、教皇ウルバヌス6世(在位1378～89)が聖年を宣言し、以後、キリストの生涯にちなんで33年ごとに聖年を実施することが布告された。これ以降、ローマに巡礼できない信者のために、指定された各地の教会においても同様の機会があたえられるようになった²⁶。

1378年から1417年のあいだは、ローマとアヴィニオンに教皇が並立した教会大分裂(大シスマ)の時代だった。アヴィニオン教皇派は、教皇クレメンス6世の勅書を有効とし、1400年を聖年とした。ローマ教皇派は、1390年の33年後にあたる1423年を聖年にした。1450年には、教皇ニコラウス5世(在位1447～55)が、聖年を50年ごとの周期にもどすことを宣言した。さらに1470年、教皇パウルス2世(在位1464～71)が25年ごとの聖年を宣言し、1475年、シクストゥス4世が聖年を布告した。こうして、25年周期の聖年が制度化したといえる(山辺2001, 青谷2011)。やがて1518年には、教皇レオ10世は、何らかの目的をもって特別に実施される「特別聖年」(*jubileus extraordinaris*)なる制度もはじまった(山辺2001: 185)。

聖年における贖宥を教会の収入拡大のための戦略とみる宗教経済学的な見方(Ekelund et al. 1996)もあるが、山辺(2001)は、1300年の聖年の誕生について、「人々の期待と、教皇庁の思惑のなかで、真偽取り混ぜた情報が各地に広がり、人々はローマへと押し寄せ、聖年が制度化」(山辺2001: 187)されたという。1300年の節目をむかえる夜、多くの人々がローマの聖ピエトロ大聖堂に押し寄せた。彼らには、何らかの恩恵を得られるのではないかという、漠たる期待感があった。新たな年をむかえると、参詣者はさらに増加した。当初、ボニファティウス8世は静観していたが、人々の救済に対する期待感とローマに来れば救われるという「うわさ」を受け入れ、前代未聞の聖年と全贖宥を宣言した。教皇庁にとって聖年は、教皇権を誇示し、多大な収入を得る貴重な機会であったといえる。

山辺は聖年の制度化について次のようにいう。「『聖年』はいったん制度化されると、教会の手によって目に見えるイベントのチャンスとして洗練され、儀式化された。正統な教義に明確な規定はないとしても、『聖年』は、当然行われるもので、人々に訴えかける慣習として定着したのである」(山辺2001: 185)。

おわりに——告白・贖宥・煉獄・聖年——

本稿では、中世カトリック教会が絶大な力をもちえた要因をさぐるために、告白、贖宥、煉獄、聖年という四つの教義上の「創造」に着目した。

古代教会からの告白の慣行が、罪の告白とそれに対する償い（贖罪）というかたちで制度化され、告白に対する適切な贖罪を課すための贖罪規定書がつくられた。贖罪は「相場表」にもとづく金銭による「買戻し」が可能だったが、これはフランク時代の部族法典にみられた贖罪金の「相場表」から発展したものと考えられる。13世紀前半、第四ラテラノ公会議で年一回の告白が義務化され、教会が人々の内面を支配するとともに、「心のキリスト教化」がすすめられた。

11世紀には、十字軍をひとつの契機として、贖罪の一部あるいは全部を免除する贖宥の概念があらわれた。13世紀頃には、贖宥の神学的根拠として、「功績の宝庫」と「神秘体」の概念が浸透した。贖宥は、教皇の裁量によって多様化し、乱発された。贖宥を得る機会が増大し、聖人崇敬（＝聖遺物崇敬）と結びつけられ、人々の巡礼を促進した。また、贖罪システムにおける「買戻し」の慣行と貨幣経済の浸透などにより、贖宥も価格に換算されるようになった。贖宥の制度は、人々に救済への希望をあたえたとともに、教会の権威を高めるのに役立った。

12世紀には、煉獄の概念が登場し、贖宥の制度とも結びついた。生者は、祈り・善行・喜捨などによって、煉獄にいる死者の贖罪を軽減することができた。煉獄の存在は、生者と死者が結びつけることで、キリスト教徒の連帯を強化するのに役立った。

1300年になると、聖年という考え方が生まれ、その年には全贖宥が付与されることが制度化された。聖年は、煉獄と贖宥の概念が密接に結びつくことで、人々にとっては重要な意味をもった。教会は、人々にローマをはじめとして教会への巡礼を推奨し、巡礼は教会の大きな収入源になった。

本稿で着目した四つの教義上の「創造」は、成立と普及の時期にばらつきがあるが、神学者たちによって理論的に精緻化され、結果的には有機的に関連づけられた。そして、告白＝贖罪システムによる罪の内面化、贖宥・煉獄の概念の普及と聖年という救済機会の提供を通して、来世における救済のために人々はますます教会に依存することになり、教会は救済付与機関としての地位を独占するとともに、それに付随する財政基盤を固めたといえる。

注

- 1 「マタイによる福音書」3:2。以下、聖書からの引用は聖書教会共同訳による。
- 2 かつては「告解の秘跡」と呼ばれたが、1978年以降は「ゆるしの秘跡」と呼ばれている（日本カトリック典礼委員会編1978）。
- 3 阿部（1989）、滝澤（1997, 1999）、野口（2009）、田巻（2011）などを参照。
- 4 阿部（1989）、Milis (ed.) (1998) を参照。
- 5 滝澤（1997）の表現による。
- 6 代表的なものに、6世紀のはじめに成立したとされるサリ系フランク族の部族法典「サリカ法典」(Lex Salica)がある。世良（1978）、加納（2012）を参照。
- 7 Weberは次のようにいう。「西洋のカトリック教会は、ローマの法技術とゲルマンの殺人賠償金思想とを結びつけて、世界にかつてない独自の告解 - および懺悔 - 体系を発展させ、これによって西ヨーロッパ世界のキリスト教化を他に類例を見ないほどの勢いで貫徹したのであった」(Weber 1972=1976: 239)。
- 8 「人は、少なくとも潜在的にそこに相手がいなければ、告白はしないものであり、その相手とは、単に問いかけ聴き取る者であるだけでなく、告白を要請し、強要し、評価すると同時に、裁き、罰し、許し、慰め、和解させるために介入してくる裁可機関なのである」(Foucault 1976=1986: 80)。
- 9 ただし、中世においてヨーロッパ社会が厳密な意味において「キリスト教化」(Christianization)されたかについては、意見がわかれる。Le Bras (1963) とそれに影響を受けた Delumeau (1971) を参照。
- 10 「免償」と訳される場合もある。
- 11 「免罪符」と呼ばれることがあるが、厳密に言えば、罪が赦されるのではなく、罪に対して課せられた罰が免除されるため、ここでは「贖宥状」と表記する。

- 12 十字軍に関わる贖宥については、(Bysted 2015)を参照。
- 13 これは、実質上の「戦時公債」といえる。ただし、理念上、償還されるのは現世ではない。
- 14 中世カトリックを特徴づける重要な要素のひとつが聖人崇敬である。その本質は聖遺物崇敬であったと
いってよい (Klaniczay 2014: 220)。聖遺物 (relics) は、第一に聖人の遺骸あるいはその断片、第二に聖
人が生前に身につけていた衣服や装身具等、そして第三に聖人の遺骸にふれたもの、などに分類される。
- 15 チョーサーの『カンタベリー物語』に登場する「贖宥状売り」(pardoner)の姿が想起される。
- 16 教皇シクトゥス4世の在位期間中(1471-81)、教皇庁の掌璽院(Datarium)が財務部局として組織化さ
れ、急増しつつあった全贖宥と聖職売買による収入を管理した。教皇レオ10世(在位1513~21)の頃
までには、これらの収入は教皇庁会計の3分の1以上にのぼったという (Barraclough 1968=2021: 323-
324)。
- 17 この贖宥状は、ローマのサン・ピエトロ大聖堂の建築費にあてるのが目的であったから、いわゆる「建
築公債」であったといえる。
- 18 この教義は、司教が聖人の執り成しを求める、10世紀の贖罪行為から発展したという説や、教皇の権力
を増すための発明であるとの説があるが、Shaffern (1996)は、13世紀の新しい宗教文化に対する知識人
の対応という側面も見のがせないという。ここでいう新しい宗教文化とは、たとえばワルド派のことをさ
す。ワルド派は悔い改めの必要性を強調し、贖宥状を赦免の売買であると考えた。そこで、これに対抗す
る教義として、「功績の宝庫」が生みだされたのだという。
- 19 12世紀から13世紀に、記録の重要性が認識されるようになり、このことは証書や帳簿の保存に結びつき、
数量的に物事をみる視点にも影響をおよぼした (Clanchy 2012)。
- 20 このような素朴な論理を、Ciffoleau (2011)は「来世の会計学」(la comptabilité de l'au-delà)と呼んだ。
- 21 Weberは、教会が「たえず恩寵を授与し、それによって救済が実現される」とし、教会は、「純粋に呪術
的な秘蹟によってか、またはそれに所属する役職者や信奉者たちのあり余るほどの恩寵にみちた功業が
もたらす蓄財を委託使用することによって、その活動が維持されうる」。さらに、その首尾一貫した運営
に必要な命題が「教会の外に救いなし (*extra ecclesiam nulla salus*)」であるという (Weber 1972=1976:
236)。
- 22 赦しの対象となる、「大罪」(死に至る罪)と対比される「小罪」(許されるべき罪)をあらわすときに使
われる、「許されるべき」(*veniale, veinialia*)という用語が一般化したのも、12世紀になってからである
という (Le Goff 1981=1988: 324)。
Vincent (2002)は、Le Goffは慎重すぎるほどの年代設定をしているが、すくなくとも1150年代まで
には、煉獄の思想が贖宥状とともに存在していたという。また、Le Goffの学説に対してGurevich (1988)
は、知識人の世界に目をむけるあまり、民衆文化を見逃していると批判し、12世紀以前から民衆文化の
なかにあった煉獄のイメージについて示唆している。
さらに、Masoudnia (2014)は、煉獄の思想がイスラームの煉獄に相当する *Barzakh* の影響を受けてい
る可能性を示唆している。ちなみに、ダンテの『神曲』にみられる死後の世界観がイスラーム文化の影響
を受けているとする説もある (楠村 1977)。
- 23 マルクス (1990: 31)は、クリュニー修道院で発達した死者のための祈りが、11世紀前半(おそらく1024
年から1033年まで)に11月2日が死者の日として習慣化し、その習慣が12世紀までに煉獄の表象が確
立するのに大きく貢献したという。
- 24 アイルランドの湖の島の井戸が煉獄の入口として描かれている。
- 25 Ekelund et al. (1992, 1996)は、煉獄の教義は、教会がその独占力とブランド・ロイヤリティを利用し、
価格差別を通して収益を最大化するために導入されたという。この宗教経済学的分析はあらたな視点を提
供してくれるが、現代の経営戦略論的視点から中世カトリック教会という過去の事象を分析することの妥
当性については検討を要する。Ekelund et al. (1992)に対する批判はMasoudnia (2014)を参照。
また、Le Goff (1979)は、煉獄の教義によって高利貸業にも救済の道が開かれ、そのことが資本主義の
発達に寄与したと指摘した。中世において、商人とりわけ高利貸業は、貪欲な者として地獄に落ちるとさ
れていた。
- 26 青谷 (2011)によると、15世紀半ばから後半にかけて、ネーデルラントでは聖年がたびたび延長され、
全贖宥の機会があたえられたという。

参考文献

- 阿部謹也, 1989,『西洋中世の罪と罰—亡霊の社会史』弘文堂.
- 青谷秀紀, 2011,「赦しのポリティクス：中世後期ネーデルラント都市の聖年とブルゴーニュ公」『清泉女子大
学紀要』59号, pp. 21-36.
- 朝倉文市, 1996,『修道院にみるヨーロッパの中世』山川出版社.

- Barraclough, Geoffrey, 1968, *The Medieval Papacy*, London: Thames and Hudson. (藤崎衛訳, 2021, 『中世教皇史』〔改訂増補版〕八坂書房).
- Brooks, Peter, 2001, *Troubling Confessions: Speaking Guilt in Law and Literature*, Chicago: University of Chicago Press.
- Bysted, Ane L., 2015, *The Crusade Indulgence: Spiritual Rewards and the Theology of the Crusades, c. 1095-1216*, Leiden: Brill.
- Chiffolleau, Jacques, 2011, *La Comptabilité de l'au-delà: Les hommes, La Mort et la religion dans La région d'Avignon à la fin du Moyen Age (vers 1320-vers 1480)*, Paris: Albin Michel.
- 中條秀治, 2020, 『コルプス・ミスティブム—教会・国家・株式会社を貫く団体の概念—』文眞堂.
- Clanchy, T. Michael, 2012, *From Memory to Written Record: England 1066-1307*, NJ: Wiley-Blackwell.
- Crosby, Alfred W., 1997, *The Measure of Reality: Quantification and Western Society, 1250-1600*, Cambridge: Cambridge University Press. (小沢千重子訳, 2003, 『数量化革命』紀伊國屋書店).
- Davis, Adam J., 2019, *The Medieval Economy of Salvation: Charity, Commerce, and the Rise of the Hospital*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Delumeau, Jean, 1971, *Le Catholicisme entre Luther et Voltaire*, Paris: PUF.
- Ekelund, Robert B, Jr., Robert F. Hébert, and Robert D. Tollison, 1992, The Economics of Sin and Redemption: Purgatory as a Market-pull Innovation?, *Journal of Economic Behavior and Organization*, 19, pp. 1-15.
- Ekelund, Robert B. Jr., Robert F. Hébert, Robert D. Tollison, Gary M. Anderson, and Audrey B. Davidson, 1996, *Sacred Trust: The Medieval Church as an Economic Firm*, Oxford: Oxford University Press.
- Foucault, Michel, 1976, *La Volonté Savoire, Volume I de Histoire de la Sexualité*, Paris: Gallimard. (渡辺守章訳, 1986, 『性の歴史 I 知の意志』新潮社).
- 藤崎衛 他訳, 2015, 第四ラテラノ公会議 (1215年) 決議文翻訳, 『クリオ』29, pp. 87-130.
- Gurevich, Aron, 1988, *Medieval Popular Culture: Problems of Belief and Perception*, translated by Janos M Bak and Paul A. Hollingsworth, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hobsbawm, Eric and Terence Ranger (eds.), 1983, *The Invention of Tradition*, Cambridge: Cambridge University Press. (前川啓治・梶原景昭 他訳, 1992, 『創られた伝統』紀伊國屋書店).
- 岩井 洋, 2022, 「中世カトリック教会の宗教経営学——教皇庁・教会・修道院——」『経済集志』(日本大学経済学部) 92 (2) pp. 25-44.
- 加納 修, 2012, 『『サリカ法典』の実効性に関する覚書』『HERSETEC = テキスト布置の解釈学的研究と教育』6 (1), pp. 1-14.
- Kantorowicz, E. H., 1957, *The King's Two Bodies: A Study in Medieval Political Theology*, NJ: Princeton University Press. (小林公訳, 2003, 『王の二つの身体—中世政治神学研究』〔上・下〕筑摩書房).
- Klaniczay, Gabor, 2014, Using Saints: Intercession, Healing, Sanctity, in John H. Arnold (ed.), *The Oxford Handbook of Medieval Christianity*, Oxford: Oxford University Press, pp. 217-237.
- 楠村雅子, 1977, 「ダンテとイスラム文学との接点」『イタリア学会誌』25号、pp. 122-132.
- Le Bras, Gabriel, 1964, Déchristianisation, mot fallacieux, *Cahiers d'histoire*, 9, pp. 92-97.
- Le Goff, J., 1979, The Usurer and Purgatory, in Center for Medieval and Renaissance Studies, University of California, Los Angeles (ed.), *The Dawn of Modern Banking*, New Haven: Yale University Press, pp. 25-52.
- Le Goff, J., 1981, *Le Naissance du Purgatoire*, Paris: Gallimard. (渡辺香根夫・内田洋訳, 1988, 『煉獄の誕生』法政大学出版局).
- マルクス, ハンス=ユルゲン, 1990, 「死の彼方—フィレンツェ公会議による教理決議」『南山神学』第13号、pp. 1-80.
- Masoudnia, Zeynab, 2014, *The Market for Afterlife Salvation: On Endogenous Establishment and Abolishment of Purgatory in Christianity and its Effects on the Printing Industry*, Doctoral Dissertation, George Mason University.
- 松田隆美, 2017, 『煉獄と地獄: ヨーロッパ中世文学と一般信徒の死生観』ぶねうま舎.
- Milis, Ludo J. R. (ed.), 1998, *The Pagan Middle Ages*, Suffolk: Boydell Press. (武内信一訳, 2002, 『異教的中世』新評論).
- Mitteis, Heinrich, 1969, *Deutsche Rechtsgeschichte, ein Studienbuch*, neubearbeitet von Heinz Lieberich, 11, ergänzte Auflage, München. (世良晃志郎訳, 1971, 『ドイツ法制史概説』〔改訂版〕, 創文社).
- 盛 節子, 1991, 『アイルランドの宗教と文化—キリスト教受容の歴史』日本基督教団出版局.
- Murray, Alexander, 1993, Confession before 1215, *Transactions of the Royal Historical Society*, 3, pp.

51-81.

- 日本カトリック典礼委員会編, 1978, 『カトリック儀式書 ゆるしの秘跡』中央カトリック協議会.
- 西川洋一, 1991, 「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚書」『北大法学論集』第41巻第5・6号併号, pp. 29-121.
- 野口洋二, 2009, 『中世ヨーロッパの教会と民衆の世界』早稲田大学出版部.
- Palmer, P. F., and G. A. Tavard, 2003, Indulgence, *New Catholic Encyclopedia*, 2nd edition, vol. 7, Detroit: Gale Cengage Learning in association with The Catholic University of America, pp. 436-441.
- 世良晃志郎, 1978, 「レークス・サリカ」久保正幡先生還暦記念出版準備会編『西洋法制史料選Ⅱ 中世』創文社, pp. 8-24.
- Shaffern, R. W., 1996, Images, Jurisdiction, and the Treasury of Merit, *Journal of Medieval History*, 22 (3), pp. 237-247.
- Shaffern, R. W., 2006, The Medieval Theology of Indulgences, in R. N. Swanson (ed.), *Promissory Notes on the Treasury of Merits: Indulgences in Late Medieval Europe*, Leiden: Brill, pp. 11-36.
- Shaffern, R. W., 2007, *The Penitents' Treasury: Indulgences in Latin Christendom, 1175-1375*, Pennsylvania: University of Scranton Press.
- Southern, R. W., 1970, *Western Society and the Church in the Middle Ages*, NY: Penguin Books. (上條敏子訳, 2007, 『西欧中世の社会と教会—教会史から中世を読む』八坂書房).
- 滝澤秀雄, 1997, 「カロリング教会改革における贖罪書批判」『史学雑誌』106(6), pp. 1125-1147.
- 滝澤秀雄, 1999, 「初期中世の贖罪書における庶民文化」『一橋論叢』122(4), 610-626.
- 田巻敦子, 2011, 「中世修道院寄進にみるランゴバルド構造とその源流」『欧米の言語・社会・文化』17, pp. 83-108.
- 田巻敦子, 2012, 「中世イングランドにおける寄進探索人としての免罪符売り pardoner」『比較宗教思想研究』11, pp. 25-45.
- Varagnac, André & Chollot-Varagnac, Marthe, 1978, *Les Traditions Populaires*, Paris: PUF. (蔵持不三也訳, 1980, 『ヨーロッパの庶民生活と伝承』白水社).
- Vincent, Nicholas, 2002, Some Pardoners' Tales: The Earliest English Indulgences, *Transactions of the Royal Historical Society*, 12, pp. 23-58.
- Vogel, Cyrille, 1978, *Les «Libri Paenitentiales»*, Turnhout: Brepols.
- Weber, Max, 1972, Religionssoziologie, in *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriß der verstehenden Soziologie*, fünfte, revidierte Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, Tübingen: Mohr. (武藤一雄・藪田宗人・藪田坦訳, 1976, 『宗教社会学』創文社).
- 山辺規子, 2001, 「『聖年』の誕生——「うわさ」の生み出したもの」前田和也編『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房, pp. 169-195.